

# 伊佐市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月29日(火) 午前9時00分から10時08分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (25人)

会 長 13番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	8番委員	1番推進委員	9番推進委員
4番委員	9番委員	2番推進委員	10番推進委員
5番委員	10番委員	3番推進委員	11番推進委員
6番委員	11番委員	4番推進委員	12番推進委員
7番委員	12番委員	5番推進委員	14番推進委員
		6番推進委員	15番推進委員
		7番推進委員	
		8番推進委員	

4. 欠席委員 (1人)

## 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 8番委員 9番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について  
議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第5号「非農地証明願」について  
議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和2年度 第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
利用状況調査は暑い時期での調査でしたがお疲れ様でした。提出が今日までとなっていたわけですが、本日提出されなかった方については近いうちに必ず提出をお願いいたします。  
10月から稲刈りが本格化しますが、体には気を付けて活動を続けていただければありがたいと思います。  
本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
8番農業委員と9番農業委員に、お願いいたします。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページ農地法による解約が1件です。  
資料2ページ、農業経営基盤強化促進法による解約が4件です。  
以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。  
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転について説明いたします。

3ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、愛知県半田市乙川町に居住されているITさんです。

譲受人は、伊佐市菱刈川北に所在する農地所有適格法人で認定農業者の株式会社K農場さんで、経営面積は205,568㎡です。

土地の所在地は伊佐市菱刈川北字西山3767番3で、地目は畑、地積は1,308㎡です。

菱刈中学校から西へ約500mに位置し、農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして貸借について説明いたします。

8ページの総括表をご覧ください。

期間は3年から20年で、面積は田57,889㎡、畑1,805㎡の計59,694㎡です。利用権を設定する者の数15名、利用権の設定を受ける者の数14名です。

土地の詳細につきましては、4ページから7ページ番号1番から17番のとおりです。以上説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。</p> <p>整理番号1番から6番まで一括で報告をお願いします。</p> <p>質問される方は、全ての報告終了後お願いいたします。</p> <p>整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。</p>
6番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る9月27日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。</p> <p>申請人 TTさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は64歳です。</p> <p>渡し人 OHさんは、千葉県習志野市香澄に居住され、市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口曾木字大脇原3866番1で、地目は田、地積は471㎡で所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は8,469㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めます。</p>
10番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る9月23日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。</p> <p>申請人 HYさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は55歳です。</p> <p>渡し人 HIさんは、神奈川県横浜市鶴見区市場大和町に居住され、年齢は76歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口木ノ氏字荒神林837番2で、地目は田、地積は500㎡で所有権移転贈与になります。</p> <p>受人の経営面積は、41,941㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p>

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る9月23日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 KMさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 HNさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字澄落1660番で、地目は田、地積は2,846㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は54,050㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約0.2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る9月17日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 STさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 倉野 教安さんは、鹿児島市明和1丁目に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川南字竹下1958番1で、地目は田、地積は243㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は5,561㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたしまして、私の報告を終わ

		ります。
議	長	整理番号6番について、2番農業委員の報告を求めます。
2番 農 業 委 員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る9月24日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。</p> <p>申請人 MYさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は44歳です。  渡し人 MHさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は73歳です。  申請地は、伊佐市大口鳥巢字中向967番外8筆で、地目は田7筆、地積は7,516㎡、畑2筆で、地積は689㎡の地積合計8,205㎡で所有権移転贈与になります。</p> <p>受人の経営面積は今回の贈与分8,205㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約2.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。  委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>整理番号3番を除く報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番、2番、及び整理番号4番から6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番、2番、及び整理番号4番から6番については許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、この案件については8番農業委員のご主人が譲受人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基</p>

づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(8番農業委員退席)

議長 整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る9月23日に現地調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は73歳です。

渡し人 NMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字上斉2201番1で、地目は田、地積は215㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は43,647㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.4kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号3番については許可が決定いたしました。

ここで8番農業委員の入席をお願いします。

(8番農業委員入席)

議長 8番農業委員、許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定しました。

議案第3号

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）申出」の意見決定について提案いたします。  
整理番号1番について11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る9月23日、申請人の代理人 YYさん立会いのもと、1番推進委員、10番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

申請者は、伊佐市菱刈下手に居住されている HMさんで、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字江川尻1083番1で、地目は畑、地積は224㎡です。

用途区分変更目的は農業用倉庫が狭くなり新規に農業機械倉庫を建築するもので、周囲の農地への集団化・作業効率化への影響はないものと思われまます。

所在地は、下手消防詰め所から北西へ約150mに位置し、現況は良く管理された畑で、東側は宅地、西側は田、南側は宅地、北側は道路を挟んで宅地です。

添付書類として、農用地利用計画の変更に係る意見書、農用地利用計画変更申出書、地積図、全部事項証明書、委任状が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)



議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、意見が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）申出」の意見決定について、申請件数1件について、1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る9月23日、申請人の代理人 K行政書士立会いのもと、7番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員3名で共同調査を行いましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里に所在する 有限会社K 代表取締役 KKさんで、一般法人です。

譲渡人は、鹿児島市薬師二丁目に居住されている HAさんで、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市大口里字羽柵田島2537番1で、地目は田、地積は464㎡です。

転用目的は資材置場、農地区分は第3種農地で使用貸借になります。

所在地は、大口高校から西へ約400mに位置しており、南側は宅地、東側は雑種地、北側は道路、北側は宅地で周囲に与える影響はないと思われれます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。

たします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る9月23日、申請人 MTさん立会いのもと、3番推進委員、5番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている MTさんで、年齢は35歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている MTさんで、年齢は67歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫2286番で、地目は畑、地積は759㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転贈与であります。

所在地は、千鳥園から北へ約300mに位置し、南側は畑、東側は水路を挟んで道路、北側は宅地、西側は畑で周囲に与える影響はないと思われま

す。  
添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願

たします。以上で報告を終わります。

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る9月23日、申請人のYYさん立会いのもと、1番推進委員、10番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈下手に居住されているYYさんで、年齢は49歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈下手に居住されているHMさんで、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字江川尻1083番1で、地目は畑、地積は224㎡です。

転用目的は農業用倉庫で、農地区分は農用地区域内農地で、所有権移転売買であります。

所在地は、下手消防詰め所から北西へ約150mに位置し、東側は宅地、西側は田、南側は宅地、北側は道路を挟んで宅地で周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願

たします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る9月23日、申請人の代理人 O行政書士立会いのもと、8番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口原田に居住されている SSさんで、年齢は53歳です。

譲渡人は、伊佐市大口原田に居住されている IRさんで、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字松ヶ迫2278番5で、地目は畑、地積は1,485㎡です。

転用目的は資材置場で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。

所在地は、ルミエール伊佐の南に隣接しており、南側は宅地と畑、東側は宅地、北側はルミエール伊佐、西側は瀬崎建材の資材置場で周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひい

たします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る9月23日、申請人の代理人 T行政書士の代理人 T不動産のTさん立会いのもと、8番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里に居住されている MTさんで、年齢は42歳です。

譲渡人は、薩摩川内市平佐町に居住されている HYさんで、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口里字本町1964番1で、地目は畑、地積は371㎡です。

転用目的は駐車場で、農地区分は第3種農地で、所有権移転売買ではありますが、令和2年3月頃、雨による水たまりを回避するためシラスでかさ上げしたとのことで、始末書が添付してあります。

所在地は、大口庁舎から東へ約100mに位置しており、南側は宅地、東側も宅地、北側も宅地、西側は道路で周囲に与える影響はないと思われま

す。  
添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、始末書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る9月23日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、3番推進委員、5番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、三重県四日市市生桑町に所在する 株式会社 Kで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている TKさんで、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字神之小野4012番35で、地目は畑、地積は3,963㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、楠元溪流公園から南東へ約2kmに位置しており、南側は山林、東側も山林、北側も山林、西側も山林で周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量49.5kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除

計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番、8番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番、8番について、去る9月23日、申請人の代理人 T行政書士及びコンサルタントの MHさん立会いのもと、4番推進委員、9番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市明和四丁目に居住されている SSさんで、市外住民です。

整理番号7番の譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている NMさんで、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3174番1で、地目は畑、地積は815㎡です。

整理番号8番の譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている MYさんで、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3173番1外1筆で、地目は畑、地積は合計1,156㎡で、3筆の地積合計1,971㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、本城小学校の西南西約1kmに位置しており、北側は道路を挟んで空き工場、東側と南側は太陽光発電施設、西側は宅地で周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数256枚、設置容量49.5kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号7番、8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号7番、8番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号9番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る9月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、4番農業委員、7番農業委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、熊本県上天草市大矢野町上に所在する 株式会社 Tで、一般法人です。

譲渡人は、埼玉県所沢市中新井四丁目に居住されている WRさんで、市外住民です。



申請地は、伊佐市大口小木原字大丸362番123、地目は田、地積は427㎡、同じく字大丸362番124、地目は畑、地積は541㎡で2筆合計968㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、郡山八幡神社より北へ約300mに位置しており、北側は雑種地と宅地、西側は国道、東側は畑、南側は国道で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数180枚、設置容量49.5kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号9番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号10番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号10番について、去る9月23日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、4番農業委員、8番農業委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、熊本県上天草市大矢野町上に所在する 株式会社 Tで、一

般法人です。

譲渡人は、埼玉県八潮市八潮四丁目に居住されている NTさんで、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字水天元568番14、地目は畑、地積は1,077㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、重留簡易郵便局より北西へ約400mに位置しており、南側、西側は農道、北側も農道、東側は畑で周囲に与える影響はないと思われま

す。  
太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数196枚、設置容量49.5kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号10番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号11番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る9月23日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、4番農業委員、7番農業委員、私8番農業委員

の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、熊本県上天草市大矢野町上に所在する株式会社 Tで、一般法人です。

譲渡人は、熊本県菊池郡大津町大字杉水に居住されている IMさんで、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3128番、地目は田、地積は1,072㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、本城小学校より北へ約1kmに位置しており、東側は宅地、西側も宅地、南側は田、北側は太陽光発電施設で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数188枚、設置容量49.5kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号11番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号11番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号12番については、6番農業委員が譲渡人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(6番農業委員退席)

議長

4番農業委員の報告を求めます。

4番  
農業委員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号12番について、去る9月23日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、7番農業委員、8番農業委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、熊本県上天草市大矢野町上に所在する株式会社Tで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口曾木に居住されているHTさんで、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字光神山3522番2外1筆で、地目は畑、地積は合計2,036㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、曾木小学校より北西へ約500mに位置しており、東側は田、北側は宅地、西側も宅地、南側は畑で周囲に与える影響はないと思われま

す。  
太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数240枚、設置容量49.5kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号12番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号12番は、処分決定いたしました。</p> <p>ここで6番農業委員入席をお願いします。</p>
		(6番農業委員入席)
議	長	6番農業委員、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号13番、14番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。7番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号13番、14番について、去る9月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、4番農業委員、8番農業委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、東京都千代田区神田多町に所在する SU株式会社 代表取締役 NMさんで、一般法人です。</p> <p>整理番号13番の譲渡人は、広島県福山市東川口町に居住されている MMさんで、市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田1860番で、地目は畑、地積は1,443㎡です。</p> <p>整理番号14番の譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている SSさんで、年齢は70歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田1864番1で、地目は畑、地積は541㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。</p> <p>所在地は、徳辺簡易郵便局から東へ約500mに位置しており、東側は農道、南側、北側は畑、西側山林で周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数324枚、設置容量49.5kWを予定しております。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いい</p>

たします。以上で報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号13番、14番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号13番、14番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数14件について、14件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。  
整理番号1番、2番について、一括で報告をお願いします。  
事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第5号非農地証明願についてのうち、番号1番につきまして、去る9月23日、T行政書士立合いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市大口鳥巢に居住されています。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字松木原1414番5、地目は畑、地積は186㎡です。

所在地は、大口文化会館から西へ約800mに位置し、東側は宅地、西側は畑と山林、南側は宅地、北側も宅地となっています。

非農地になった時期及び理由としては、平成2年月日不詳より駐車場を整備し、又、倉庫も建築し現在に至っており、今後も農地として利用する予定がない事から今回非農地証明を願い出るものです。

調査の結果、この申請については農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図、委任状が提出されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

続きまして、番号2番につきまして、去る9月23日、T司法書士立合いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人 NYさんは、始良市平松に居住されています。

申請地は、伊佐市大口大田字小緑648番1外2筆で、地目は田、地積は合計720.04㎡です。

所在地は、パチンコMGMから北西へ約200mに位置し、東側は宅地と国道、西側は田、南側も田、北側は宅地となっています。

非農地になった時期及び理由としては、平成5年以前より耕作を放棄し不耕作のまま現在に至っており、今後も農地として利用する予定がない事から今回非農地証明を願い出るものです。

調査の結果、この申請については農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図、委任状が提出されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番、2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番、2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第5号「非農地証明願」について2件申請のうち2件の許可が決定いたしました。

議案第6号

議長 議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について提案いたします。  
整理番号1番、2番について、一括で報告をお願いします。  
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、事務局よりご説明いたします。  
番号1番の申請人 NYさんは伊佐市住民の方です。  
申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫1736番165で、ジャパンファームから南東700mに位置し、地目は畑、地積は961㎡で、現在は自己保全管理されている農地です。  
添付書類として、全部事項証明書が添付されており、規定により特例農地の区域指定として、別段問題はないと思われます。  
番号2番の申請人 MMさんは愛知県岡崎市の方です。  
申請地は、伊佐市大口里字小水流1703番3で、大口庁舎から南西900mに位置し、地目は畑、地積は364㎡で、現在は自己保全管理されている農地です。  
添付書類として、全部事項証明書が添付されており、規定により特例農地の区域指定として、別段問題はないと思われます。  
委員皆様のご審議方よろしく願いたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番、2番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番、2番は、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について決定いたしました。



議長 議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について2件申請のうち2件の許可が決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。9月の月例報告をします。  
4日、9月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。  
23日、現地調査を一斉にしております。29日、本日ですが第6回農業委員会総会です。  
10月の行事予定ですが、5日に10月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。30日が第7回農業委員会総会です。  
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

事務局 以上で、令和2年度 第6回農業委員会総会を終わります。  
姿勢を正してください。  
一同礼。

事務局 おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時08分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 8 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 9 番 .....